南幌町ファミリー・サポート・センター

利用料助成します

下記の要件を満たす依頼会員は、援助活動にかかる利用料の助成を受けることができます。ただし、交通費、実費及び取消料は助成の対象ではありません。

＜利用料助成の基準＞

|  |  |
| --- | --- |
| 依頼会員要件 | 助成額 |
| ひとり親家庭（児童扶養手当受給） | 30分300円で利用の場合  30分250円  30分350円で利用の場合  30分300円 |
| 前年度市町村民税非課税世帯 |
| 生活保護世帯 |
| ダブルケア負担の世帯  （育児と介護を同時に行っている世帯） |
| 1歳未満児の援助希望 |

＜利用料助成の方法＞

1. 『利用料助成事業登録申請書』により、あいくる（保健福祉課子育て支援係）で

利用料助成登録を行ってください。（印鑑必要）

1. 登録決定後、援助活動を利用した場合には、提供会員に通常基準（30分300円もし

くは350円）で利用料を支払ってください。

1. 四半期ごと（6月末、9月末、12月末、3月末）に利用料を『助成額集計表』にま

とめ、依頼会員に南幌町ファミリー・サポート・センターよりお知らせします。

1. 前述の『助成額集計表』をもとに、『利用料助成金交付申請書兼請求書』を作成して

　いただき、あいくる（保健福祉課子育て支援係）に提出してください。

【問合先】

南幌町保健福祉総合センター　あいくる

（保健福祉課子育て支援係）

電　話　０１１－３７８－５８８８